主

原判決を破棄する。

被告人を懲役八月に処する。

司法警察員Aの差押に係る別紙目録記載の物件(現にa町農業協同組合において保管中のもの)はいづれもこれを没収する。

理由

弁護人諸留嘉之助の控訴趣意は別紙記載のとおりである。

よつて、論旨量刑不当の点については後記破棄自判において判断を示すところであるから、ことではその判断を省略し、刑事訴訟法第三百九十七条により原判決を破棄し、同法第四百条但書により更に判決する。

(罪となるべき事実)

被告人は政府の免許を受けないで、焼酎を製造するため、先ず、昭和二十四年一月二十六日頃、肩書自宅において、米一石一斗、米麹五斗位、水若干を原料として、十数個の樽に仕込みこれを醗酵させて醪四石一斗を製造し、次いで、同年二月十三日同所において右醪のうち一石六斗を蒸餾して、焼酎三斗五合を製造したものである。

(証拠の標目)(省略)

(法令の適用)

被告人の判示行為は昭和二十四年四月三十日法律第四十三号酒税法等の一部を改正する法律附則第二十一項同法による改正前の酒税法第六十条第十四条に該当するところ、情状により同法第六十条第二項により懲役刑を選択し、所定刑期範囲内において、被告人を懲役八月に処し、司法警察員Aが昭和二十四年二月十六日差押えた主文掲記の物件は本件製造に係る焼酎醪機械器具容器であるから、同法第六十条第三項によりいづれもこれを没収することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 黒田俊一 判事 猪股薫 判事 鈴木進)